

## 近隣住民のみなさまへ ～紛争防止条例について～

建築物の建築や開発行為等を行なうことで事業者と近隣との間で日照、プライバシーの侵害、テレビの電波障害などのトラブルが生じることがあります。

これら相隣関係の問題については当事者間の話し合いにより解決することが基本となります。

さいたま市では、事業者が中高層建築物の建築や大規模な開発行為等を行う前に、近隣住民の方々へ計画の事前公開と事前説明を義務付けた「さいたま市中高層の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例」（以下「紛争防止条例」という。）を制定しています。

### 計画の事前説明

紛争防止条例では、事業者に対して、説明会や戸別訪問などにより、計画の概要やその影響について説明をするように規定しています。計画について不明な点は遠慮せずに事業者へ質問いただき、互譲の精神を前提に話し合いをするように努めてください。

なお、ご不在の場合には、説明資料が投函されていることがありますが、事業者に連絡していただければ、説明を受けることができます。

### 説明報告書の閲覧

事業者は、住民への説明の状況等を記載した書面（説明報告書）を市へ提出します。説明報告書が提出された際は、現地に設置された標識に提出日が記載されます。

説明報告書の一部（1面,2面）は、下記①、②のいずれかにより閲覧することができます。

閲覧期間は説明報告書が提出された日の翌日から10日間（休日を除く。）です。

#### ①右記の窓口へ申請

平日 9時～16時30まで

事業種別	区域	閲覧場所
中高層建築物の建築	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区	建築総務課(さいたま市役所10階) 北部建築指導課(大宮区役所6階)
	中央区、桜区、浦和区、南区、緑区	建築総務課(さいたま市役所10階) 南部建築指導課(中央区役所 別館2階)
大規模開発行為等	市内全域	都市計画課(さいたま市役所9階)

#### ②「さいたま市電子申請システム」にて申請

休日及び平日 16時30以降の申請は翌営業日以降の対応となります

[https://s-kantan.jp/city-saitama-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=30834](https://s-kantan.jp/city-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=30834)



### 意見書の提出

近隣住民や周辺住民の方々は、標識設置から説明報告書の閲覧期間が終了する日までに、事業者に対して「意見書」を提出することができます。事業者に対しては、意見書への回答を義務づけておりますので、説明の中で意見を言うことができなかつた場合や、説明後新たに意見がでた際、ご活用ください。

〈意見書の様式はこちらからダウンロードできます〉

[https://www.city.saitama.jp/001/010/016/003/p009266\\_d/fil/7gouyousiki.doc](https://www.city.saitama.jp/001/010/016/003/p009266_d/fil/7gouyousiki.doc)

詳しくはこちらをご覧ください

さいたま市 紛争防止条例



<問合せ先> さいたま市役所建設局建築部建築総務課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 10階

TEL:048-829-1538 FAX:048-829-1982



さいたま市PRキャラクター

# 紛争防止条例の手続きの流れ

